

四街道市省エネ家電製品等購入事業補助金(令和7年度)

一定基準を満たす省エネ家電製品等を購入した世帯を対象に、補助金を交付します

〔購入・設置期間〕 令和7年6月1日(日曜)～令和7年9月30日(火曜)

〔申請受付期間〕 令和7年6月2日(月曜)～令和7年9月30日(火曜)※必着

※受付は先着順です。受付期間内でも申込が予算枠に達した時点で受付を終了します。

(郵送の場合、環境政策課事務室に到着した時点で書類審査し、受付します。)

〔申請方法〕 下記の必要書類を環境政策課に **持参**または**郵送** ※購入・設置後申請です

〔提出先〕 四街道市役所 環境政策課 (〒284-8555 四街道市鹿渡無番地)

対象者の条件

令和7年6月1日以降に自らが居住する住宅に省エネ家電を購入・設置した、市内の住宅に自ら居住している、市内に住民登録がある人



※QRコード
省エネ家電製品等
購入事業補助金 HP

対象製品・基準

下記①②のすべてに該当する省エネ家電など

①令和7年6月1日～令和7年9月30日に、市内に所在する店舗・事業所から購入した新品(未使用品)

②省エネ型製品情報サイトに登録されている製品で、下表の種類ごとの基準を満たすもの

種類	エアコン	テレビ	冷蔵庫	冷凍庫	LED 照明器具	エコキュート	エコジョーズ	エコフィール
目標年度	2027	2026	2021	2021	2020	2025	2025	2025
基準	3つ星以上	3つ星以上	3つ星以上	3つ星以上	4つ星以上	4つ星以上	3つ星以上	3つ星以上

補助金額

対象製品の購入費用の合計額(税抜)の20%(千円未満切り捨て、上限4万円)

- ・複数種類、複数台を同時申請可能です。(ただし、申請は1世帯につき1回限りです。)
- ・補助対象経費は対象製品の代金のみ(送料、設置に係る工事費、古い家電などの処分費は対象外です。)

必要書類(提出書類)

補助金交付申請に併せて、「アンケート※」にご協力ください。
※「省エネ家電製品等購入補助金事業・脱炭素に係る取組についてのアンケート」

(1)交付申請書

(2)補助対象経費に係る領収書等の写し

※申請者が市内の店舗などで対象家電を購入したことを証明できるもので、製品名、機種名や支払金額の内訳が記載されたもの

(3)補助対象製品の製造事業者が発行する保証書の写し(店舗で発行されたレシート上の保証書は不可)

※保証書に「申請者の氏名、住所、購入日等」を記載してください。

(4)補助対象製品の設置状況が確認できる書類の写し

※取付工事注文書、配送注文書、納品書など(設置日、設置場所が記載されたもの)

〔お問い合わせ〕 四街道市役所 環境政策課 電話：043-421-6131

〔提出先〕 〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所 環境政策課 宛